

# 令和8年度 生徒指導規程



府中町立府中小学校

# 府中小学校生徒指導規程

## 第1章 総則

### 第1条 目的

この規程は、安芸郡府中町立府中小学校の学校教育目標を達成し、児童が、安全で安心して学校生活を送るために定めるものとする。

## 第2章 校内生活に関すること

### 第2条 服装

#### 1 服装

- ・ 通学服は、動きやすい服装とする。  
(ミニスカートやロングスカートは着用を慎む。)
- ・ 学校指定の名札をつけ、校内では見えるようにしておく。
- ・ 儀式(入学式・卒業式・離任式)は、黒・紺・白・グレーなどを基調とした儀式にふさわしい服装にする。

#### 2 体操服

- ・ 学校指定の体操服と赤白帽を着用する。
- ・ 体操服の下に肌着を着てもよい。
- ・ 冬期は長袖の体操服も着用できる。

#### 3 靴

- ・ 運動しやすい靴で通学する。  
(厚底靴やローラー付きは不可)
- ・ 上履きは教室と体育館共用とし、布製の白いシューズを使用する。
- ・ 靴のかかとを踏まない。
- ・ 上履きのまま外に出ない。また、外靴のまま上履きエリアに入らない。
- ・ かかとをそろえて靴箱に入れる。

#### 4 冬季の服装について

- ・ ネックウォーマー、マフラーなどは、登下校中のみの着用とする。
- ・ 手袋は、登下校中と休憩時間に着用とする。(ただし、遊具を使用する時にはつけない。)

- ・ 校舎内では、ダウンジャケットなどの防寒着は身につけない。
- ・ 上着のフード、耳あては周囲の音が聞こえにくくなり危険なので使わない。

### 第3条 頭髪

- ・ 学習の妨げにならないように、肩についた長い髪はゴムで結ぶ。  
(ゴムやピンの色は黒・茶・紺とする。)
- ・ カチューシャや大きな飾りのある髪留めはしない。
- ・ 不自然な髪型にはしない。  
(染髪・脱色・パーマ・エクステはしない。)  
※髪型の改善が必要な場合は、家庭連絡をし、保護者と連携する。

### 第4条 持ち物

#### 1 学用品

- ・ かばんは、ランドセルを使用する。
- ・ 各学年の「学習道具一覧表」に示されるものを使用する。ここに書かれているもの以外は持ってこない。

#### 2 不要な物

- ・ 勉強に使う物以外は持ってこない。  
(持ってきた不要物は一旦学校で預かる。)
- ・ ランドセルや筆箱など持ち物にキーホルダーなどの飾りをつけない。
- ・ スマホや携帯電話は原則持ってこない。
- ・ 携帯用カイロは原則使用禁止  
(体調等の特別な事情で使用する際は、保護者から担任に連絡する。)
- ・ ピアス、イヤリングをつけない。
- ・ 化粧はしない。

#### 3 その他

- ・ 持ち物には必ず記名する。
- ・ 傘は持ってきた当日、忘れず持ち帰る。
- ・ 水彩や習字の筆、すずり、パレット等の

汚れは家で洗う。

## 第5条 校内生活について

### 1 学習について

- ・ チャイムの合図を守る。  
(トイレは休憩中に済ませておく。)
- ・ 学習ルールを守る。
- ・ 返事・言葉遣いに気を付け、人を傷つける言葉を言わない。  
(私語や授業の妨げになる発言はしない。)

### 2 校舎内の過ごし方

- ・ 校舎内では走ったり騒いだりしない。
- ・ 廊下や階段では静かに右側を歩く。
- ・ 教室移動の際は、先生と一緒に2列に並んで静かに移動する。
- ・ 特別教室や空き教室に勝手に入らない。
- ・ 窓から体を出さない。
- ・ 雨の日は室内で静かに過ごす。
- ・ 玄関では、ボールをついたり走ったりしない。

### 3 遊びについて

- ・ 決まりを守って遊ぶ。
- ・ 東校舎や西校舎の周辺、体育館裏、駐車場、植え込みのまわりでは遊ばない。
- ・ 休憩時間はバットを使ったり、ボールを蹴ったりする遊びは原則禁止とする。
- ・ 中庭では走らない。  
(鬼ごっこやボール遊びは禁止)
- ・ 雨でぬれているときは中庭で遊ばない。  
(教室移動で通ることも不可)

### 4 その他

- ・ 図書室は、大声を出したり走ったりせず、マナーを守って利用する。
- ・ エレベーターは原則使用禁止とする。
- ・ 学校の施設、樹木や花を大切にする。
- ・ 学校の用具を使用する場合は、大切に使い、責任を持って返却する。

## 第6条 登下校・欠席等

### 1 登下校

- ・ 8時10分までに登校する。  
(玄関は7時40分まで開かない。安全面の観点から早過ぎる登校は控える。また始業は8時10分だが、準備等の時間も考え余裕を持って登校する。)
- ・ 登下校では通学路を通る。
- ・ 登校後は、忘れ物があっても家に取りに帰らない。
- ・ 下校時は寄り道をせずに、まっすぐ下校する。
- ・ 登下校時には防犯ベルや笛を携帯する。

### 2 欠席等

- ・ 欠席や遅刻の場合、保護者は始業時までに学校に連絡する。
- ・ 遅刻・早退する場合、保護者が必ず送り迎えをする。

## 第3章 校外生活に関すること

### 第7条 校外生活について

#### 1 遊びについて

- ・ 危険な遊びの禁止  
(火遊び・石投げ・石けり)
- ・ 子どもだけで川や池に立ち入らない。  
(水辺で遊ぶ際は保護者同伴とする。)
- ・ 道路や駐車場では遊ばない。
- ・ 道路や建物等に落書きをしない。
- ・ よその家の庭や駐車場で遊ばない。  
(よその家の敷地には立ち入らない。)
- ・ 倉庫や空き地など、人目につかないところで遊ばない。
- ・ 店舗の中で遊ばない。
- ・ 放課後、学校で遊ぶ際は飲食しない。  
(水分補給用の水筒持参は可)

## 2 外出について

- ・ 行き先や帰る予定時刻を家族に伝える。
- ・ 帰宅時間を守る。

《夏季（4～9月）⇒ 午後6時》

《冬季（10～3月）⇒ 午後5時》

- ・ 子どもだけで夜間外出しない。
- ・ 子どもだけで校区外に遊びに行かない。
- ・ ゲームセンターやカラオケ等の娯楽施設や飲食店に子どもだけで入店しない。

## 3 買い物等

- ・ 許可を得たおつかい等の特別な事情を除き、子どもだけで買い物に行かない。
- ・ 子どもだけでショッピングモール等に行かない。
- ・ 買い物以外の目的で店に入らない。
- ・ 人におごったりおごられたりしない。
- ・ 金品をねだったり強要したりしない。
- ・ 子ども同士でのゲームソフトやカード等物の交換・売買は禁止とする。

## 4 公共施設の利用について

- ・ くすのきプラザや町立図書館、北交流センター（ハッピーズ）などの公共施設は、決まりやマナーを守って利用する。
- ・ 館内で騒いだり走り回ったりしない。
- ・ フロアや通路を占有しない。
- ・ エレベーターは原則使用しない。
- ・ 用のない階に立ち入らない。
- ・ 子どもだけで食堂を利用しない。
- ・ 敷地内では飲食しない。
- ・ 各施設職員の指示を守って利用する。

## 5 不審者対応（いかのおすし）

- ・ 知らない人にはついて行かない。
- ・ 知らない人の車には絶対に乗らない。
- ・ 危険を感じたら大きな声で助けを呼ぶ。
- ・ 危険を感じたらすぐに逃げる。

- ・ 不審なことは周囲の大人に知らせる。
- ・ 不審な電話には対応せず家族につなぐ。  
（住所や電話番号等は絶対に教えない。）

## 第8条 交通安全

### 1 歩行時

- ・ 信号のない横断歩道は原則使用しない。
- ・ 歩道では安全な歩行に努める。  
（駐車場から出入りする車にも留意する。）
- ・ ボード類は公道上では使用しない。
- ・ 迷惑行為の禁止  
（数人で横に広がって歩かない。）  
（歩道上で走ったり遊んだりしない。）

### 2 自転車走行時

- ・ 3年生の自転車教室が終了するまでは、大人と一緒に乗る。
- ・ 左側を一列で走行する。
- ・ スピードの出しすぎや片手運転など、危険な乗り方は絶対にしない。
- ・ 交差点では必ず停止する。
- ・ 迷惑な駐輪をしない。
- ・ ヘルメットの着用を心がける。

## 第9条 インターネットの利用について

- ・ 「学習者用パソコンの使い方の約束」を守る。
- ・ インターネットに個人情報や載せない。
- ・ 他者を誹謗中傷する内容を載せない。
- ・ SNSやオンラインゲーム等の利用は家族との約束を守って行う。

## 第4章 特別な指導に関する事

児童が決まりを守れなかった場合等は、状況に応じて教育活動とは異なる「特別な指導」を行う。「なぜ、そうってしまったのか。」

「どんなところが問題であったのか。」「今後どのような行動をすれば、そのようなことが防げるのか。」等の振り返りをしっかりと行い、より良い学校生活が送れるよう支援することが目的である。また、「社会で許されないことは、学校においても許されない」ことであり、児童が起こした問題行動を反省させ、事後、よりよい学校生活を送るために自己を振り返り、適切な行動ができるよう指導する。

#### 第10条 問題行動への特別な指導

児童が問題を起こした場合、教育上必要と

認められた場合は、日々の教育活動とは異なる特別な指導を行う。但し、発達段階や問題の程度・常習性も配慮して指導を行う。

##### 1 問題行動

触法行為、いじめ、暴言、授業妨害、不要物持参等の事案が発生した場合は、状況に応じて保護者と学校で面談したり、警察等の関係機関と連携を図ったりする。

##### 2 指導内容

特別な指導に該当する問題行動や指導内容は、以下の一覧表の通り。

特別な指導		
問題行動	指導内容	期間等
<u>不要物</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その場で指導</li> <li>個別指導 (事実確認及び説諭、反省文)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不要物は一次預かり後、保護者へ連絡する。放課後保護者に来校してもらい返却する。</li> </ul>
<u>授業妨害</u> <u>指導無視</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別指導 (事実確認及び説諭、反省文)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>状況が改善しない場合は、1～3日間を目安に継続して指導する。</li> </ul>
<u>暴言</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別指導 (事実確認及び説諭、反省文)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>状況が改善しない場合は、1～3日間を目安に継続して指導する。</li> </ul>
<u>いじめ</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別指導 (事実確認及び説諭、反省文)</li> <li>謝罪</li> <li>継続指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必ず複数教員で対応</li> <li>保護者連携 (面談及び謝罪) を原則とする。</li> <li>継続指導は、奉仕活動も含め3日間を目安に実施する。</li> </ul> <p>◎被害児童の心のケアを第一に優先する。</p>
<u>法に触れる行為</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>万引き、窃盗</li> <li>飲酒、喫煙</li> <li>器物損壊</li> <li>暴力行為</li> <li>深夜徘徊</li> <li>その他 (火遊び等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別指導 (事実確認及び説諭、反省文)</li> <li>学校面談</li> <li>謝罪</li> <li>継続指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>触法行為については、警察連携を原則とする。</li> <li>継続指導は、奉仕活動も含め3日間を目安に実施する。</li> <li>故意に壊したものについては弁償の対象となる場合もある。</li> </ul>

### 3 特別な指導の手順

- ① 複数教員で事実確認をする。
- ② 生徒指導主事、管理職へ報告し、生  
起した事案の共有をし、今後の対応  
について確認を行う。
- ② 特別な指導のねらいや内容、期間  
については保護者に伝える。
- ④ 当該児童への個別指導をする。  
(指導、説諭、反省文による振り返り)
- ⑤ 担任、生徒指導主事等による1～3  
日間の継続指導を行う。
- ⑥ 特別な指導が終了したら、本人の様  
子などを保護者に伝える。
- ⑦ 指導記録に残す。

※必要に応じて保護者に来校を要請する。

令和7年12月15日より、一部改訂して  
施行する。

令和8年4月1日より、一部改訂して施  
行する。

## 第5章 その他

### 第11条 生徒指導規程の周知

入学説明会やPTA総会等で配布し、説  
明を行う。また、ホームページにも公開し  
ていく。

### 第12条 生徒指導規程の見直し

生徒指導規程は、必要に応じて見直しを  
行う。

この規定は令和7年4月8日より施行する。